

# 新規契約保健施設等のお知らせ

次のとおり、平成 26 年度から保健施設利用券を利用することができる施設として利用契約を行った施設、及び、閉館等する施設等についてお知らせします。

## 1 新規契約施設

施設名等	HPアドレス	予約センター電話
セラヴィリゾート泉郷 (全国の 13 施設)	<a href="http://www.izumigo.co.jp/tokuwari/">http://www.izumigo.co.jp/tokuwari/</a> (特別割引会員料金や各種プランがご利用できます。)	050-5846-1239

施設名	所在地	問合せ先
保健農園ホテル フフ山梨	山梨市牧丘町倉科 7190	0553-35-4422
アグリーブルむかわ	北杜市武川町山高 3567-212	0551-26-3880
むかわの湯	北杜市武川町牧原 1322	0551-20-3113
ゆ～ぶるにらさき	韮崎市中田町中条 1800-1	0551-20-2222
秋山温泉	上野原市秋山 2210	0554-56-2611
奥山温泉	南巨摩郡南部町福土 26842	0556-66-3366
草塩温泉	南巨摩郡早川町草塩 321-1	0556-45-2507
富士川町ますほ文化ホール <sup>1</sup>	南巨摩郡富士川町天神中条 820-1	0556-22-8811
ブルーアース <sup>2</sup>	県内各店舗	
フジヨシダヤマイチスポーツクラブ <sup>3</sup>	富士吉田市上暮地 2-4-16	0555-24-1543
コア・スポーツプラザ <sup>3</sup>	富士吉田市上吉田 3553	0555-22-4646
ふじスポーツクラブ <sup>3</sup>	都留校・上野原校	

1 保健施設利用券は施設窓口においてチケット代等を支払う場合のみ利用できます。

2 保健施設利用券は個人会員としての入会時のみ利用できます。

3 保健施設利用券は個人会員となった場合の入会金・月会費等を支払う際に利用できます。

## 2 閉館等施設

施設名等	所在地	閉館等日	問合せ先
ホテルニューもみぢ	栃木県那須塩原市塩原 1074	平成 27 年 1 月 31 日	0287-32-3215
子浦観光協会(民宿)	静岡県賀茂郡南伊豆町子浦	平成 26 年 3 月 31 日	0558-67-0041

ホテルニューもみぢについては、閉館に伴い銀婚者祝福指定保養所宿泊助成券が利用できなくなります

3 「保健施設利用券」(以下「利用券」という。)の使用にあたって

- ・ 利用券を各施設で使用する場合は、利用券の提出とともに「組合員証」又は「組合員被扶養者証」を提示してください。
- ・ 利用券の有効期限は平成 27 年 3 月 31 日となります。有効期限を 1 日でも過ぎると使用できませんのでご注意ください。
- ・ 他人の利用券を譲り受けて使用することや組合員、被扶養者以外の者が使用すること、また、公務出張の際に使用することはできませんのでご注意ください。
- ・ 利用金額が 3,000 円以上になる場合のみ利用可能です。現金での釣銭又は換金はできません。

他県において利用券の不正使用が度々問題となつていきますので、不正使用をしないよう十分注意をしてください。